

和歌山県監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月1日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 富 安 民 浩
和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
有田振興局	令和3年11月26日
紀中県税事務所	〃
和歌山県立箕島高等学校	〃
和歌山県立有田中央高等学校	〃
和歌山県立耐久高等学校	〃
和歌山県立たちばな支援学校	〃
和歌山県有田警察署	〃
和歌山県湯浅警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 有田振興局地域振興部

(ア) 地域・ひと・まちづくり事業補助金において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 有田振興局健康福祉部

(ア) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 廃棄物不法投棄監視パトロール業務委託について、契約保証金受入前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。

(ウ) 需用費修繕料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、

適正に処理されたい。

(エ) 母子福祉資金貸付金において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- a 償還金の支払猶予の決定及び貸付金の貸付けの停止に係る決裁手続がなされていなかった。
- b 償還金の支払猶予の決定を申請者に通知していなかった。

ウ 有田振興局農林水産振興部

(ア) 現金出納簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- a 受入者名及び払込者名が、原符及び現金払込書に記載されている者と異なっていた。
- b 出納員の現金出納簿が作成されていなかった。

(イ) 随時の資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 有田振興局建設部

(ア) 電話料金支払において、納期限後の支払となったため延滞利息が発生している事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

オ 和歌山県立有田中央高等学校

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(イ) 常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県湯浅警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。